

第4章

子育てに関する施策の展開

第4章 子育てに関する施策の展開

次世代育成支援対策推進法が一部改正され有効期限が延長されたことを受け、これに基づく「行動計画策定指針」（以降「指針」という。）も改正され、2015（平成27）年4月から適用されました。

本町ではこの指針に基づく行動計画を子ども・子育て支援事業計画（第一期計画）と一緒に策定し、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等の次世代育成支援対策を総合的にきめ細かく取り組んでいます。今般、第一期計画の期間満了に伴い必要な見直しを2019（令和元）年度までに行い、2020（令和2）年度からの5か年を期間とする本計画において改正後の指針に基づく本町に必要な施策を盛り込みました。

第一期計画における施策の評価ランクは、以下のとおりです。

◆ 各施策の評価指標 ◆

- 「A」：目標達成
- 「B」：推進できた
- 「C」：実施中である
- 「D」：実施したが見直しが必要
- 「E」：未実施

基本目標Ⅰ 家庭における子育て支援

推進施策1 子育て相談・情報提供体制の充実

- 核家族や共働き家庭の増加等、ライフスタイルの変化・多様化に合わせて、子どもの成長段階に応じた身近で利用しやすい相談体制の整備に努めます。
- 第一期計画の実績は、概ね計画に基づいて実施されてきており、今後もこれまでと同様に実施していくものとします。

取組・事業

①児童相談体制の確立	担当課：健康推進課	評価：A
【事業内容】		
○町の児童相談体制の強化を図るとともに、児童相談所や特別支援学校との連携を一層深め、児童の健全育成のための指導体制の充実に努めます。		
【評価内容・今後の方針】		
○保育所・認定こども園・学校・児童相談所等と連携を図り、相談体制を整えています。また、地域の関係者にも相談窓口の周知を行っています。		
○今後も継続して事業を実施していきます。		
②民生児童委員活動の推進	担当課：福祉課	評価：A
【事業内容】		
○民生児童委員・主任児童委員と小中学校、保育所・認定こども園との連携を図り、地域における相談体制の整備促進を図ります。		
【評価内容・今後の方針】		
○今後も継続して事業を実施していきます。		
③地域子育て支援拠点事業の充実と利用促進	担当課：福祉課	評価：A
【事業内容】		
○子育て支援センター事業は、2007（平成19）年度より地域子育て支援拠点事業（センター型）に変わりました。今後も、子育てに関する相談や育児サークルの支援、保護者同士の交流促進等、地域子育て支援の中核的施設として地域子育て支援拠点の充実と利用促進を図ります。		
【評価内容・今後の方針】		
○今後も継続して事業を実施していきます。		
④広報紙による子育て情報提供の充実	担当課：福祉課、各保育所・認定こども園	評価：C
【事業内容】		
○子育てに関する各種イベントや地域活動等を広報紙やホームページに掲載し、情報の提供を行います。		
【評価内容・今後の方針】		
○情報提供のさらなる充実に努め、今後も継続して事業を実施していきます。		
⑤子育て電話相談	担当課：健康推進課	評価：A
【事業内容】		
○電話による育児の悩みや不安等について、保健師等が対応します。 また、電話相談は随時実施します。		
【評価内容・今後の方針】		
○電話相談は随時受付けており、妊婦の頃からの関係づくりを心掛け、新生児（乳児）訪問で電話相談の周知も行っています。		
○今後も継続して事業を実施していきます。		

⑥乳児家庭全戸訪問事業	担当課：健康推進課	評価：A
【事業内容】		
○乳児を持つ家庭を対象にした家庭訪問を実施します。		
【評価内容・今後の方針】		
○新生児訪問、乳児訪問は全員に行っています。		
○今後も継続して事業を実施していきます。		
⑦養育支援訪問事業	担当課：健康推進課、福祉課	評価：C
【事業内容】		
○必要な家庭を対象に適切な対応を実施していきます。		
【評価内容・今後の方針】		
○養育支援が必要な家庭に対しては継続的に保健師による訪問等の支援を行っているが、その他の専門的支援環境が不足しています。		
○専門的支援環境の充実を推進し、今後も継続して事業を実施していきます。		

推進施策2 ひとり親家庭等への支援の充実

- ひとり親家庭等に対して、子どもの健全育成のための相談や支援体制の充実に努めます。
- 第一期計画の実績は目標を達成していることから、第一期計画と同様施策を推進していきます。

取組・事業

①ひとり親家庭に対する相談体制の充実	担当課：福祉課	評価：A
【事業内容】		
○ひとり親家庭の生活や子育てに関する心配事等について、民生委員や保健師等と連携を図り、対応に努めます。		
【評価内容・今後の方針】		
○今後も継続して事業を実施していきます。		
②母子福祉貸付事業の推進	担当課：福祉課	評価：A
【事業内容】		
○母子家庭の経済基盤の安定のため、必要な世帯に対し適切な情報提供を行い、利用の推進に努めます。		
【評価内容・今後の方針】		
○今後も継続して事業を実施していきます。		
③ひとり親家庭等医療費助成事業の推進	担当課：福祉課	評価：A
【事業内容】		
○ひとり親家庭等に対する医療費助成事業を推進し、児童の健全育成と福祉の増進を図ります。		
【評価内容・今後の方針】		
○今後も継続して事業を実施していきます。		

推進施策3 保護者の交流・社会参加の促進

- 家事、育児、仕事に忙しく友人や仲間づくりの機会が得られにくい保護者の交流や社会参加活動を支援します。また、心にゆとりを持って子育てができる環境づくりに努めます。
- 第一期計画の実績は、計画に基づいて実施されており、今後も継続的な実施に努めます。

取組・事業

①保護者の生涯学習への支援充実	担当課：教育課	評価：B
【事業内容】		
○「生涯学習まちづくりフォーラム」を開催します。開催にあたっては、子育てや仕事で忙しい保護者の参加を促進するために、内容の充実や日時の工夫、育児所の開設等に努めます。スポーツ・文化施設の充実を図り学習環境の整備に努めます。		
学習意欲を高めるため、町内外の生涯学習活動に関する情報紙を発行します。		
【評価内容・今後の方針】		
○年1回、食育や生涯スポーツ・家庭教育等をテーマに生涯学習フォーラムを開催しました。		
○事業のさらなる充実に努め、今後も継続して事業を実施していきます。		

推進施策4 保育料の経済的負担の軽減

- 子育てに関わる経済的な負担を軽減するために、保育料の助成に努めます。
- 第一期計画の実績は、計画に基づいて実施されており、今後も継続的な実施に努めます。

取組・事業

①保育料の軽減	担当課：福祉課	評価：A
【事業内容】		
○低所得世帯の保育料負担のあり方を含め、適正な保育料体系の設定に努めます。		
また、2人以上の保育所・認定こども園入所児童及び第3子以降の保育料軽減に努めます。		
【評価内容・今後の方針】		
○今後も継続して事業を実施していきます。		

推進施策5 子どもと母親の健康の確保

- 子どもが健やかに生まれ成長していくために、母子保健・小児医療体制の充実に努めます。
- 第一期計画の実績は、概ね計画に基づいて実施されており、今後も継続的な実施に努めます。

取組・事業

①子ども医療費の助成	担当課：福祉課	評価：A
【事業内容】		
○乳幼児が必要とする医療を容易に受けられるようにするために、乳幼児が医療機関にかかった際に窓口で支払う、保険医療の自己負担分の助成を図ります。		
【評価内容・今後の方針】		
○乳幼児医療費の助成対象を中学生・高校生へ拡充しました。現物給付や償還払いでの県内外の医療機関受診に対応しています。 ○今後も継続して事業を実施していきます。		
②乳幼児健診	担当課：健康推進課	評価：A
【事業内容】		
○乳幼児の発育・発達状況の確認と疾病の早期発見及び育児不安の軽減や解消に努めます。また、幼児健診の際には、歯科健診を実施し、虫歯予防に努めます。		
【評価内容・今後の方針】		
○乳児健診…年4回実施、受診率約90% 幼児健診…年4回実施、受診率平均95% 未受診者についても状況確認を行っています。 ○今後も継続して事業を実施していきます。		
③新生児・乳幼児・妊娠婦訪問指導	担当課：健康推進課	評価：A
【事業内容】		
○保健師等による訪問を徹底し、子育てに関する相談に応じるよう努めます。		
【評価内容・今後の方針】		
○妊娠婦、新生児又は乳児期早期に、訪問や電話等で100%の指導を行っています。 ○今後も継続して事業を実施していきます。		
④妊娠一般委託健康診査の充実	担当課：健康推進課	評価：A
【事業内容】		
○母子健康手帳交付時に健康診査助成券を交付するとともに、妊娠一般委託健康診査の普及・徹底を図るために、契約医療機関の拡大の推進及び健診内容の充実を図ります。 (妊娠HIV抗体検査・妊娠超音波検査・B型肝炎検査)		
【評価内容・今後の方針】		
○妊娠一般委託健康診査受診券14回分を全妊娠婦に交付し、健診料金の負担軽減を図っています。 ○今後も継続して事業を実施していきます。		
⑤不妊治療対策	担当課：健康推進課	評価：A
【事業内容】		
○不妊に悩む夫婦に対し、指定産婦人科医等と連携し相談に応ずるなど支援体制を図ります。		
【評価内容・今後の方針】		
○特定不妊治療助成事業を実施し、治療費の負担軽減を図っています。また、隨時、不妊治療相談を受付けています。 ○今後も継続して事業を実施していきます。		
⑥栄養相談・栄養指導の実施	担当課：健康推進課	評価：A
【事業内容】		
○乳幼児健診において栄養士による相談及び離乳食指導、乳幼児の家庭での食事を通した健康づくりの支援を図ります。		
【評価内容・今後の方針】		
○妊娠婦訪問や乳児訪問時の栄養相談や栄養指導、乳児健診時の離乳食指導や幼児健診時の幼児食指導など、様々な機会を捉えて栄養相談や指導を保健師や栄養士が行っています。 ○今後も継続して事業を実施していきます。		

⑦保育所・認定こども園における食育の推進	担当課：福祉課、各保育所・認定こども園	評価：B
【事業内容】		
○保育所・認定こども園の食事・行事・日常の保育を通して、健康な心身と良い食生活の形成に努めます。		
【評価内容・今後の方針】		
○事業のさらなる充実に努め、今後も継続して事業を実施していきます。		
⑧食育事業の推進	担当課：健康推進課	評価：A
【事業内容】		
○幼少期から食に関する教育を通して、日常の正しい食習慣を形成し、子どもたちのより健やかな成長と食生活の改善を図ります。また、保育所・認定こども園、食生活改善推進員と連携し、健康教育を実施します。さらに、肥満に悩む子どもの相談に対応します。		
【評価内容・今後の方針】		
○地域子育て支援センターの学習会での食育教室、食生活改善推進員と連携しての学校での食育教室を実施しています。		
○今後も継続して事業を実施していきます。		
⑨食生活改善推進員会の活動支援	担当課：健康推進課	評価：A
【事業内容】		
○町民の健康づくりを支援するために、食生活改善推進員会を育成し、活動の継続的な実施を支援します。		
【評価内容・今後の方針】		
○食生活改善推進員会活動として、減塩や野菜摂取など地域・家庭での健康づくりをサポートしています。また、食生活改善推進員の確保に向けて、数年おきに養成研修を開催しています。		
○今後も継続して事業を実施していきます。		
⑩地域・学校保健の連携の推進	担当課：健康推進課	評価：A
【事業内容】		
○町の保健と教育の関連部署が連携することにより、健康に関する学習機会や情報の提供の推進を図ります。		
【評価内容・今後の方針】		
○学校保健と地域保健の意見交換会を年に3回開催し、連携強化を図っています。また、子どもの健康に関する学習機会の実施に向けて協議しています。		
○今後も継続して事業を実施していきます。		
⑪思春期保健相談体制の充実	担当課：健康推進課・教育課	評価：C
【事業内容】		
○学童期・思春期における心の問題について、相談体制の充実を図ります。		
【評価内容・今後の方針】		
○思春期保健相談は随時受付けていますが、周知等は特に行っていないため、学校保健と連携しながら相談体制の在り方や周知について検討する必要があります。		
○事業の推進方法について見直しを検討し、今後も継続して事業を実施していきます。		
⑫教育相談事業の充実	担当課：教育課	評価：B
【事業内容】		
○今後は、心の教育相談員の配置を見直し、学校カウンセラー等との連携を一層密にし、教育相談の充実を図ります。		
【評価内容・今後の方針】		
○各小中学校へのスクールカウンセラーの定期的な配置を2018（平成30）年度から実施（1～2回／月）しています。		
○事業のさらなる充実に努め、今後も継続して事業を実施していきます。		

⑬幼児期からのむし歯予防	担当課：健康推進課	評価：A
【事業内容】		
○幼児健診の際のフッ素塗布等、嘱託医と連携し虫歯予防に努めます。		
【評価内容・今後の方針】		
○妊婦訪問で歯科衛生士による指導や、幼児健診での歯科指導やフッ化物塗布【2019（令和元）年度からはM-1ペースト塗布に変更】を行っています。 ○今後も継続して事業を実施していきます。		

推進施策6 障害のある子どもへの支援の充実

- 障害のある子どもが地域で安心してともに生活できるよう、福祉サービスの充実に努めます。
- 第一期計画の実績は、概ね計画に基づいて実施されており、今後もこれまでと同様に実施していくものとします。

取組・事業

①乳幼児健診の充実	担当課：健康推進課	評価：A
【事業内容】		
○乳幼児を対象に発育、発達状況の確認と疾病の早期発見、育児不安の軽減や解消を図ります。また、特別支援学校から教育相談員の派遣を受け、適切なアドバイスを受けるなどの対応も図ります。		
【評価内容・今後の方針】		
○乳幼児期に複数回の健診を受けられる体制と、言語聴覚士や特別支援学校の教育相談員の配置を行い、異常の早期発見・育児支援等の内容の充実を図っています。 ○今後も継続して事業を実施していきます。		
②乳児一般委託健康診査の充実	担当課：健康推進課	評価：A
【事業内容】		
○乳児一般委託健康診査の普及・徹底を図るため、契約医療機関の拡大に努めます。		
【評価内容・今後の方針】		
○乳児一般委託健康診査券を2回分交付し、利用方法の説明により普及に努めています。また、契約医療機関の拡大と共に、契約医療機関以外でも償還払いを行う等、利用環境を整えています。 ○今後も継続して事業を実施していきます。		
③早期療育の充実	担当課：健康推進課、教育課	評価：A
【事業内容】		
○障害児及び発達に問題があると思われる子どもについて、関係機関が連携し最善な方策による対応に努めます。		
【評価内容・今後の方針】		
○障害の疑われる子ども等を早期に発見・支援するために、保育所・認定こども園と連携すると共に、発達障害者支援センターや相談支援事業所等の専門機関を活用し、より適切な支援に努めています。 ○今後も継続して事業を実施していきます。		

④定期健康診断事業	担当課：教育課	評価：A
【事業内容】		
○町内小中学校において、児童生徒の心と体について、健康観察や保健調査、健康診査等に基づく健康相談等を通して、児童・生徒の健康の維持・増進に努めます。		
【評価内容・今後の方針】		
○内科検診年1回、歯科検診年2回、眼科・耳鼻科検診年1回、その他各種検診（腸検査、血液型検査、貧血検査、心電図検査）年1回実施しました。		
○今後も継続して事業を実施していきます。		
⑤障害福祉サービスの充実	担当課：福祉課	評価：A
【事業内容】		
○2006（平成18）年度から始まった障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの供給を充実させることで、障害児ができる限り住みなれた地域で生活できるよう、生活環境の向上を図ります。		
【評価内容・今後の方針】		
○今後も継続して事業を実施していきます。		
⑥西北地区特別支援連携協議会	担当課：健康推進課、教育課	評価：B
【事業内容】		
○障害のある子どもたちとその保護者等に対して乳幼児期から学童期にわたって、教育・福祉・保健・医療機関が一体となって相談及び支援を行うために関係機関との連携を密にし、発達相談、支援体制の整備を図ります。		
【評価内容・今後の方針】		
○定期的な協議会は実施されていますが、教育関係以外の機関との連携は密とは言えない状況です。		
○関係機関との連携の充実に努め、今後も継続して事業を実施していきます。		
⑦保育・教育内容の充実	担当課：福祉課	評価：B
【事業内容】		
○保育・教育・福祉・保健の連携をさらに強化し、障害のある子どもが地域の保育所・認定こども園、学校に通いともに育ち、学ぶ環境の整備を人的支援と施設のバリアフリー化の両面から促進を図り、障害のある子どもの理解を深めるための研修会等の開催に努めます。		
【評価内容・今後の方針】		
○事業のさらなる充実に努め、今後も継続して事業を実施していきます。		
⑧保育・教育相談窓口の整備	担当課：福祉課、教育課、健康推進課	評価：B
【事業内容】		
○障害のある子どもの早期発見から教育相談体制等、より気軽に相談できる体制の整備充実を図ります。また、特別支援学校・児童相談所との連携を密にしながら、適切な相談活動ができるように努めます。		
【評価内容・今後の方針】		
○森田養護学校と連携しながら、未就学児も範囲にした教育相談事業を実施します。		
○事業のさらなる充実に努め、今後も継続して事業を実施していきます。		
⑨障害児保育の推進	担当課：福祉課	評価：B
【事業内容】		
○障害のある子どもの中で、集団保育が必要とされる子どもを保育する障害児保育の充実に努めます。		
【評価内容・今後の方針】		
○事業のさらなる充実に努め、今後も継続して事業を実施していきます。		

基本目標Ⅱ 子育てと仕事の両立支援

推進施策1 多様な保育サービスの充実

○少子化や核家族化の進行、共働き家庭の増加等、子どもを取り巻く環境の変化に対応した多様な保育サービスの充実に努めます。

○第一期計画の実績は、目標を達成又は目標に近い実績を残しています。今後も町の実情にあった政策の展開を推進するものとします。

取組・事業

①広域入所の促進	担当課：福祉課	評価：B
【事業内容】		
○勤務地にある保育所・認定こども園を利用できるよう、他市町村との相互利用連携を進めます。		
【評価内容・今後の方針】		
○他市町村との連携を深め、今後も継続して事業を実施していきます。		
②乳児（0歳児）保育の促進	担当課：福祉課	評価：A
【事業内容】		
○保育需要の実態に合わせ、乳児保育を推進します。		
【評価内容・今後の方針】		
○今後も継続して事業を実施していきます。		
③延長保育の推進	担当課：福祉課	評価：A
【事業内容】		
○保護者の就労形態の多様化に合わせ、延長保育を推進します。		
【評価内容・今後の方針】		
○今後も継続して事業を実施していきます。		
④休日保育の推進	担当課：福祉課	評価：A
【事業内容】		
○保護者の就労形態の多様化に合わせ、休日保育を推進します。		
【評価内容・今後の方針】		
○今後も継続して事業を実施していきます。		
⑤一時預かりの推進	担当課：福祉課	評価：A
【事業内容】		
○保育需要の多様化に合わせ、一時預かりを推進します。		
【評価内容・今後の方針】		
○今後も継続して事業を実施していきます。		
⑥障害児保育の推進	担当課：福祉課	評価：B
【事業内容】		
○保育所・認定こども園での障害児の受入れを推進し、個別の症状に配慮した保育を推進します。		
【評価内容・今後の方針】		
○今後も継続して事業を実施していきます。		
⑦地域活動の推進	担当課：福祉課	評価：A
【事業内容】		
○保育所・認定こども園での世代間交流事業・異年齢児との交流事業等地域活動事業を推進します。		
【評価内容・今後の方針】		
○今後も継続して事業を実施していきます。		

推進施策2 仕事と家庭が両立できる雇用環境の整備

- 男女の区別なく仕事と家庭との両立を促進するため、事業所等に子育てを支援するため労働環境の整備を働きかけます。
- 第一期計画の実績は、現状を維持しています。職場と家庭の両立のために必要な施策であるため、「働き方改革」の推進とともに、今後も施策の推進を図るものとします。

取組・事業

①労働時間短縮の促進	担当課：町民課	評価：C
【事業内容】		
○週40時間労働制を促進するため、資料配布等の啓発活動に努めます。		
【評価内容・今後の方針】		
○働き方改革に関するポスターを掲示しました。 ○啓発活動の促進に努め、今後も継続して事業を実施していきます。		

推進施策3 男女共同参画の啓発

- 母親が抱える子育てに関する不安感や負担感を軽減するためにも、父親に対して子育てや家庭教育について学ぶ機会を提供し、子育て参画の意識の啓発に努めます。
- 第一期計画の実績は、現状維持となっており、男性の働き方や家庭生活についての意識改革のために必要な施策であるため、今後も第一期計画の内容を引き継ぎ、推進するものとします。

取組・事業

①男女平等意識の啓発	担当課：町民課	評価：B
【事業内容】		
○男女共同参画に基づく男女平等意識の啓発に努めます。		
【評価内容・今後の方針】		
○啓発活動の促進に努め、今後も継続して事業を実施していきます。		

推進施策4 仕事と家庭の調和の促進

- 企業や個人に対して、これまでの仕事中心の生活ではなく、仕事と家庭のバランスの取れた生活（ワーク・ライフ・バランス）の意識を高めることを目指します。
- 第一期計画の実績は、「働き方の意識の啓発」が現状維持となっています。未実施事業については整理し、実施事業の推進を図るものとします。

取組・事業

①働き方の意識の啓発	担当課：町民課	評価：B
【事業内容】		
○個人に対して、仕事と家庭のバランスの取れた生活の重要性を認識していただくよう、啓発に努めます。		
【評価内容・今後の方針】		
○ポスター掲示を実施しました。 ○さらなる啓発に努め、今後も継続して事業を実施していきます。		

基本目標Ⅲ 子どもの健全育成の推進

推進施策1 放課後児童対策の充実

- 保護者が仕事等で留守にする家庭の小学生が、放課後適切な指導者のもとで安心して過ごせるよう放課後児童クラブ事業等の実施に向け取り組んでいきます。
- 小学生が定期的に地域の大人とふれあい、遊びや学び等を通じて、健全育成の推進を目指します。

取組・事業

①レッツ!ふかうら事業の実施	担当課：教育課	評価：A
【事業内容】		
○子どもが安心して集える活動の場を開設します。大人も自由に参加でき、遊び、学び、ふれあいを通して子どもの自立を推進します。		
【評価内容・今後の方針】		
○放課後子ども教室として以前より実施していた「レッツ！ふかうら事業」について、ニーズ調査の結果をふまえ、長期休暇（夏休み・冬休み等）の際には朝から夕方まで開設しました。また、後期計画のとおり、2020（令和2）年度から放課後児童クラブへの移行に向け準備中です。 ○今後も継続して事業を実施していきます。		

推進施策2 多様な体験学習機会の充実

- 次代を担う子どもが、豊かな心を持ち、たくましく生きる人間に成長することを基本に個性を伸ばし創造性を育みながら、自ら学ぶ意欲と自然や文化・交流等への理解を深める教育を推進します。
- 第一期計画の実績は、概ね計画に基づいて実施されてきており、今後もこれまでと同様に実施していくものとします。

取組・事業

①外国語学習支援事業	担当課：教育課	評価：D
【事業内容】		
○保育所・認定こども園、小学校において、児童を対象に英会話教室を開催し、幼少期からの英会話能力の向上に努めます。また、中学生を対象に、夜間の英会話教室を開催し、英会話能力の向上に努めます。		
【評価内容・今後の方針】		
○外国語指導助手（ALT）を招致し、保育所・認定こども園、小学校及び中学校においてALT2名が外国語指導を行い、国際感覚の育成や学力の向上を図っています。しかし、学校外での学習機会の提供には現在取り組んでいない状況です。 ○事業のさらなる充実に努め、今後も継続して事業を実施していきます。		

②自然体験学習の拡充	担当課：教育課、農林水産課	評価：B
【事業内容】		
○子どもが山や海等において深浦町の豊かな自然を体験し、理解を深められるよう、探検や遊び、観察等のプログラムの充実を図ります。		
【評価内容・今後の方針】		
○年1回、小学4年生から6年生を対象としたアドベンチャーキャンプを実施しました。親元を離れ自然と触れ合いながら、自ら考えキャンプを行うことで協調性と生きる力を養うことができました。十二湖で開催しました。		
○地元小学生を対象に深浦マリンキッズを組織し、町内の自然環境等について体験学習を実施しました。		
○事業のさらなる充実に努め、今後も継続して事業を実施していきます。		
③ふるさと食の伝承推進事業	担当課：教育課	評価：D
【事業内容】		
○地元に伝わる料理を次の世代に伝承するために、小学生を対象に定期的に料理教室を開催することに努めます。		
【評価内容・今後の方針】		
○中学校を対象に、地元漁協と連携した料理教室（お魚料理教室）を開催していますが、小学生を対象としたふるさと食の料理教室は開催していません。		
○小学生対象の料理教室開催を目指し、今後も継続して事業を実施していきます。		
④歴史教室の開催	担当課：教育課	評価：B
【事業内容】		
○歴史民俗資料館や美術館等の施設を活用し、歴史と文化を学ぶ機会の充実を図ります。		
【評価内容・今後の方針】		
○歴史民俗資料館や美術館等の施設を活用し、歴史と文化を学ぶ機会の充実に努めています。		
○事業のさらなる充実に努め、今後も継続して事業を実施していきます。		
⑤小中学生俳句大会の実施	担当課：教育課	評価：B
【事業内容】		
○一般市民を対象とした俳句大会と併せて、町内小中学生を対象とした俳句大会の開催に努めます。		
【評価内容・今後の方針】		
○年1回、管内小中学校の児童生徒を対象に、夏休み期間を利用して俳句の募集を行い実施しています。		
○今後も継続して事業を実施していきます。		
⑥スポーツ・レクリエーション等を介した親子のふれあいの推進	担当課：子ども会、教育課、公民館	評価：B
【事業内容】		
○親子参加のスポーツ・レクリエーション、ものづくりの機会を充実し、家庭における余暇活動の定着と親子のふれあいを推進します。		
【評価内容・今後の方針】		
○親子で参加できるスポーツ・レクリエーション等の機会の充実に努めています。		
○今後も継続して事業を実施していきます。		
⑦スポーツ・レクリエーション等を介した世代間交流の促進	担当課：教育課、公民館	評価：B
【事業内容】		
○町民スポーツフェスティバルやレクリエーション、ものづくりの機会を通じて高齢者との交流を図ります。		
【評価内容・今後の方針】		
○町民スポーツフェスティバルは廃止となりました。		
○レクリエーションやものづくりの機会を通じ世代間交流の充実に努めています。		
○今後も継続して事業を実施していきます。		

推進施策3 就学前教育・学習の充実

○人間関係や生活習慣の基本を身につけ、また、生涯学習のスタートとして、様々なことに興味を持ち、感性を養うため、就学前教育・学習の充実を図ります。

○第一期計画の実績は計画に基づいて推進しており、今後も第一期計画の内容を引き継ぎ、推進するものとします。

取組・事業

①保育所・認定こども園等における就学前教育・学習の充実	担当課：福祉課	評価：B
【事業内容】		
○発達状況に応じて集団生活の中での学習や遊びを通して、人間性豊かな子どもの育成を図ります。		
【評価内容・今後の方針】		
○今後も継続して事業を実施していきます。		
②保育所・認定こども園入所前の親子のための教育・学習機会の充実	担当課：福祉課、 子育てサークル、教育課	評価：B
【事業内容】		
○保育所・認定こども園入所前の幼児と保護者が集い、遊びや学習を介して交流促進される機会の充実を図ります。		
【評価内容・今後の方針】		
○今後も継続して事業を実施していきます。		
③学校教育と保育所・認定こども園の連携	担当課：各保育所・認定こども園、 各小学校	評価：B
【事業内容】		
○保育所・認定こども園と学校との連絡を密にし、保育内容と学校教育との連携を図ります。		
【評価内容・今後の方針】		
○保育所・認定こども園側は年長児等が学校行事を見学するなど、就学を意識させる機会を設定しています。また、小学校側も就学前に保育所・認定こども園へ出向き、行事のようすを見たり、保育士と情報交換を行う機会を設定し、保育要録のやりとりだけではなく、顔の見えるつながりを目指した取組を行っています。		
○今後も継続して事業を実施していきます。		

推進施策4 家庭教育の充実

○町内外の多彩な文化・芸術体験を通して子ども達の感性や探求心を豊かに育てるため、各種講座の開催や自主活動の支援に努めます。

○第一期計画の実績は、計画に基づいて実施されており、今後も第一期計画の内容を引き継ぎ、推進するものとします。

取組・事業

①町内美術展の支援	担当課：公民館、教育課、美術館、文学館	評価：B
【事業内容】		
○文化サークルや講座、学校教育の総合学習等の成果発表の場として、また、子どもの文化意識の高揚を図るため、美術展の支援に努めます。		
【評価内容・今後の方針】		
○芸術にふれあい、子どもたちの感性や創造力を育むことを目的に管内小中学校の児童生徒を対象に絵画コンクールを実施しました。昨年は163点の応募があり、力作すべてを美術館で展示し、個性を伸ばす一助となるよう取り組んでいます。		
○今後も継続して事業を実施していきます。		
②読書活動の推進	担当課：教育課、文学館	評価：B
【事業内容】		
○小さい頃から絵本とふれあうため、乳幼児健診の際、絵本の読み聞かせをするとともに絵本をプレゼントします。また、保育所・認定こども園、小学校に読み聞かせボランティアを派遣します。さらに、小中学生を対象にした読書感想文コンクールを実施します。また、文学館の蔵書を各小中学校に定期的に配本することにより読書機会を増やします。これらの活動によって、読書活動の推進に努めます。		
【評価内容・今後の方針】		
○乳幼児健診の際、絵本の読み聞かせをするとともに絵本をプレゼントしました。小中学生を対象にした読書感想文コンクールを実施し、これらの活動によって読書活動の推進に努めました。		
○今後も継続して事業を実施していきます。		

基本目標IV 子育てに関する意識の啓発

推進施策1 地域での子育て支援の強化

○地域住民全体で子どもを育していく気運を高め、子どもを育む新たなコミュニティづくりや子育てに男女共同参画できる社会環境の整備を進めます。

○第一期計画の実績は、概ね計画に基づいて実施された事業もありますが、未実施事業もあるため、今後は事業の見直しを図り推進するものとします。

取組・事業

①子ども会に関わる地域体制の整備	担当課：教育課	評価：E
【事業内容】		
○子ども会活動の活発化のため、行事や地域活動等を介した子どもの異年齢・世代間交流の促進、指導者、リーダーの養成を支援します。		
【評価内容・今後の方針】		
○各地区の子ども会は継続していますが、町連合子ども会は2018（平成30）年度に解散しています。 ○事業の見直しを行い、整備に努め、今後も継続して事業を実施していきます。		
②PTA活動への支援	担当課：教育課	評価：B
【事業内容】		
○親子のふれあいや地域住民とのふれあいを深めるレクリエーションやボランティア活動、学習活動等様々な活動を促進します。		
【評価内容・今後の方針】		
○各学校の親子レクリエーション活動などを支援しています。 ○今後も継続して事業を実施していきます。		
③ボランティア活動の促進	担当課：深浦町社会福祉協議会	評価：A
【事業内容】		
○団体や学校、個人等様々な単位で行われるボランティア活動を支援し、活動の場の拡充を図ります。		
【評価内容・今後の方針】		
○財源確保に努め、今後も継続して事業を実施していきます。		

推進施策2 子どもの権利を守る意識の啓発

○子どもが健やかに伸び育つ権利を尊重するとともに、町民の一人として、主体的に社会参加できるよう支援を推進します。

○第一期計画の実績は、概ね計画に基づいて実施されており、今後も子どもの人権を守るために、第一期計画の内容を引き継ぎ、推進するものとします。

取組・事業

①「児童の権利に関する条約」の普及	担当課：福祉課	評価：A
【事業内容】		
○子どもの権利を尊重し、子どもがのびのびと育つ社会づくりを目指して「児童の権利に関する条約」の趣旨・内容について、普及・啓発に努めます。		
【評価内容・今後の方針】		
○今後も継続して事業を実施していきます。		
②児童の人権を脅かす問題への対応強化	担当課：健康推進課	評価：A
【事業内容】		
○児童虐待やいじめ等、児童の人権を脅かす問題に適切に対処するため、児童相談所や保健所、警察、保育所・認定こども園、教育機関、家庭、民生委員等との連携強化を図ります。また、深浦町要保護児童対策地域協議会を定期的に開催するとともに、関係機関との連絡を密にし、防止に努めます。		
【評価内容・今後の方針】		
○児童虐待防止を徹底するために、要保護児童対策地域協議会の開催や関係者の連絡会議、関係機関との連携に努め、予防的視点で早期対応しています。また、ハイリスク者への継続的支援も行っています。		
○今後も継続して事業を実施していきます。		
③町づくりに対する子どもの意見聴取機会の充実	担当課：福祉課	評価：C
【事業内容】		
○行政代表者との懇談や意見発表会、作文等で子どもの目から見た町づくりの意見を聞き、反映できる仕組みづくりを推進します。		
【評価内容・今後の方針】		
○事業のさらなる充実に努め、今後も継続して事業を実施していきます。		

推進施策3 子育て支援の生活環境の整備

- ユニバーサルデザインの理念に基づいた施設の整備を図り、子どもや親子にとってやさしく、楽しい町づくりを推進します。
- 第一期計画の実績は、概ね計画に基づいて実施されているため、今後も第一期計画の内容を引き継ぎ、推進するものとします。

取組・事業

①交通安全施設の整備・充実	担当課：町民課	評価：A
【事業内容】		
○歩道、車椅子、ベビーカー、自転車等、移動手段に応じた通行空間の確保や段差の解消、信号機、道路標識等交通設備の設置等交通安全施設の整備を促進します。		
【評価内容・今後の方針】		
○カーブミラーの設置及び補修を実施しています。		
○今後も継続して事業を実施していきます。		

②子育て環境の整備	担当課：福祉課	評価：C
【事業内容】		
○公共的建物や公園等において、子どもや妊産婦等が安全で利用しやすい施設・設備の整備を促進します。		
【評価内容・今後の方針】		
○事業のさらなる充実に努め、今後も継続して事業を実施していきます。		
③自然環境の保全の推進	担当課：町民課	評価：A
【事業内容】		
○海や河川、緑等、深浦町のかけがえのない財産である自然環境の維持・保全を子どもとともに推進します。		
【評価内容・今後の方針】		
○毎年、沿道美化運動を実施し、環境保全に努めています。 ○今後も継続して事業を実施していきます。		
④禁煙・分煙の啓発推進	担当課：健康推進課	評価：A
【事業内容】		
○町民の健康増進を推進するため、幼児から成人（妊婦含む）までたばこの健康被害に関する知識の啓発を実施します。		
【評価内容・今後の方針】		
○妊産婦の禁煙支援など、禁煙や分煙の必要性は保健活動の様々な場面で普及啓発に努めています。また、禁煙外来治療費助成を行い、禁煙者の支援も行っています。 ○今後も継続して事業を実施していきます。		
⑤喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	担当課：健康推進課	評価：B
【事業内容】		
○未成年者の喫煙・飲酒・薬物の健康への影響について正しい知識の普及啓発を実施します。		
【評価内容・今後の方針】		
○小学生への喫煙予防教室を継続的に実施しています。飲酒や薬物乱用についての防止教育の実施は学校ごとに任せ、町としては未実施となっています。 ○学校との連携強化に努め、今後も継続して事業を実施していきます。		

推進施策4 子どもの安全の確保

- 子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るための安全体制及び防犯体制の整備に努めます。
- 第一期計画の実績は、計画に基づいて実施されており、事業に含まれる交通安全教室は交通安全意識の啓発に重要であることから、今後も第一期計画の内容を引き継ぎ、推進するものとします。

取組・事業

①子どもの交通安全確保・活動の推進	担当課：町民課	評価：A
【事業内容】		
○交通安全教室を開催し、子どもに交通安全意識を高める事業を推進します。		
【評価内容・今後の方針】		
○交通指導隊による通学路の安全確保と通学指導を実施しました。反射グッズの配布による夕方や夜間の事故防止啓発に努めました。 ○今後も継続して事業を実施していきます。		

②子どもを犯罪等の被害から守るための活動推進	担当課：教育課	評価：C
【事業内容】 <ul style="list-style-type: none">○町や警察、関係機関・団体等との連携を強化し、防犯に関する普及啓発に努め、犯罪の撲滅を図ります。		
【評価内容・今後の方針】 <ul style="list-style-type: none">○「登下校防犯プラン」に基づき、警察と学校施設の連携を強化することができたものの、普及啓発を図ることができませんでした。○事業の普及啓発に努め、今後も継続して事業を実施していきます。		
③交通安全・青少年非行防止・社会を明るくする運動町民総決起大会の推進		
③交通安全・青少年非行防止・社会を明るくする運動町民総決起大会の推進	担当課：町民課	評価：A
【事業内容】 <ul style="list-style-type: none">○それぞれの立場において力を合わせ、町から交通事故や犯罪、非行のない明るい地域社会を築く対策を推進します。		
【評価内容・今後の方針】 <ul style="list-style-type: none">○毎年6月に町民総決起大会を開催しています。○今後も継続して事業を実施していきます。		



第5章

子ども・子育て支援事業の展開

第5章 子ども・子育て支援事業の展開

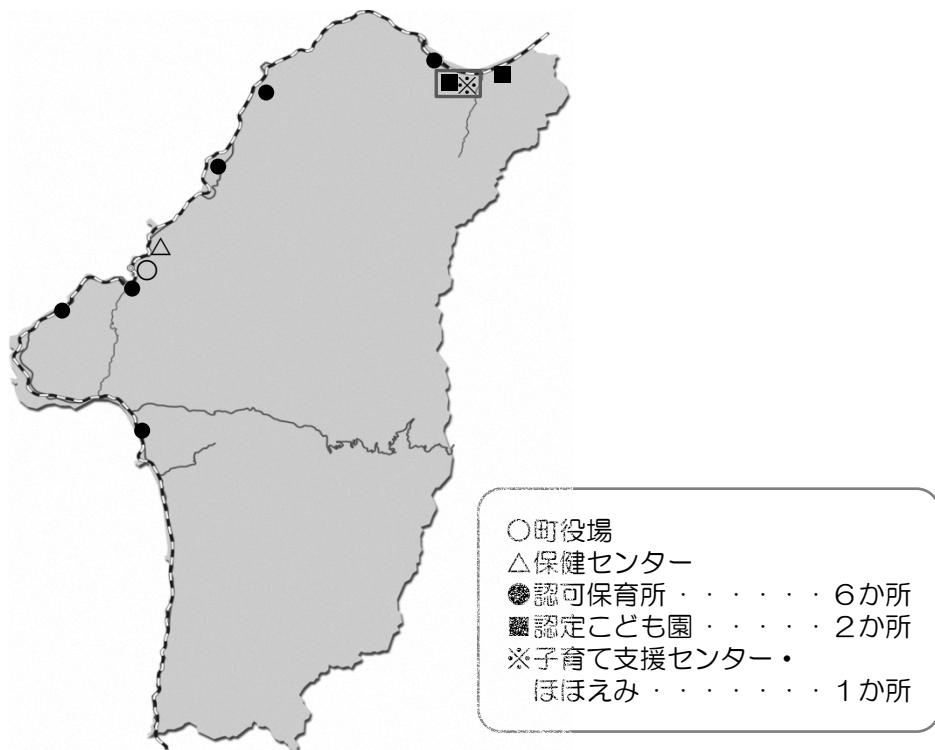
1 教育・保育事業等の提供区域

本町では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や教育・保育事業の現在の利用状況、施設整備状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた教育・保育提供区域を設定しました。これと同時に当該区域が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準となることや、地域子ども・子育て支援事業の提供区域について検討した結果、各提供区域を1区域としました。

区域設定に至った主な理由としては、以下の事項が判断材料となりました。

- ①本町の子ども人口は0～5歳が171人【2019（平成31）年3月31日現在】と少ないため、各事業を提供する複数の民間事業者にとって教育・保育事業を整備し運営できる人口規模ではないこと。
- ②町内居住のほとんどの子育て家庭は、移動手段として自家用車を活用している現状や送迎サービスにより広域利用の可能な教育・保育事業と、各地域の実情に応じて必要な地域型保育事業を区分けして整備が可能であること。
- ③地域子ども・子育て支援事業においても、地域の子ども人口の増減など各地域の実情に応じて柔軟な整備が可能であること。
- ④新制度においても近隣自治体の保育施設の利用が可能であること。

■ 深浦町子ども・子育て支援事業関連施設の位置図

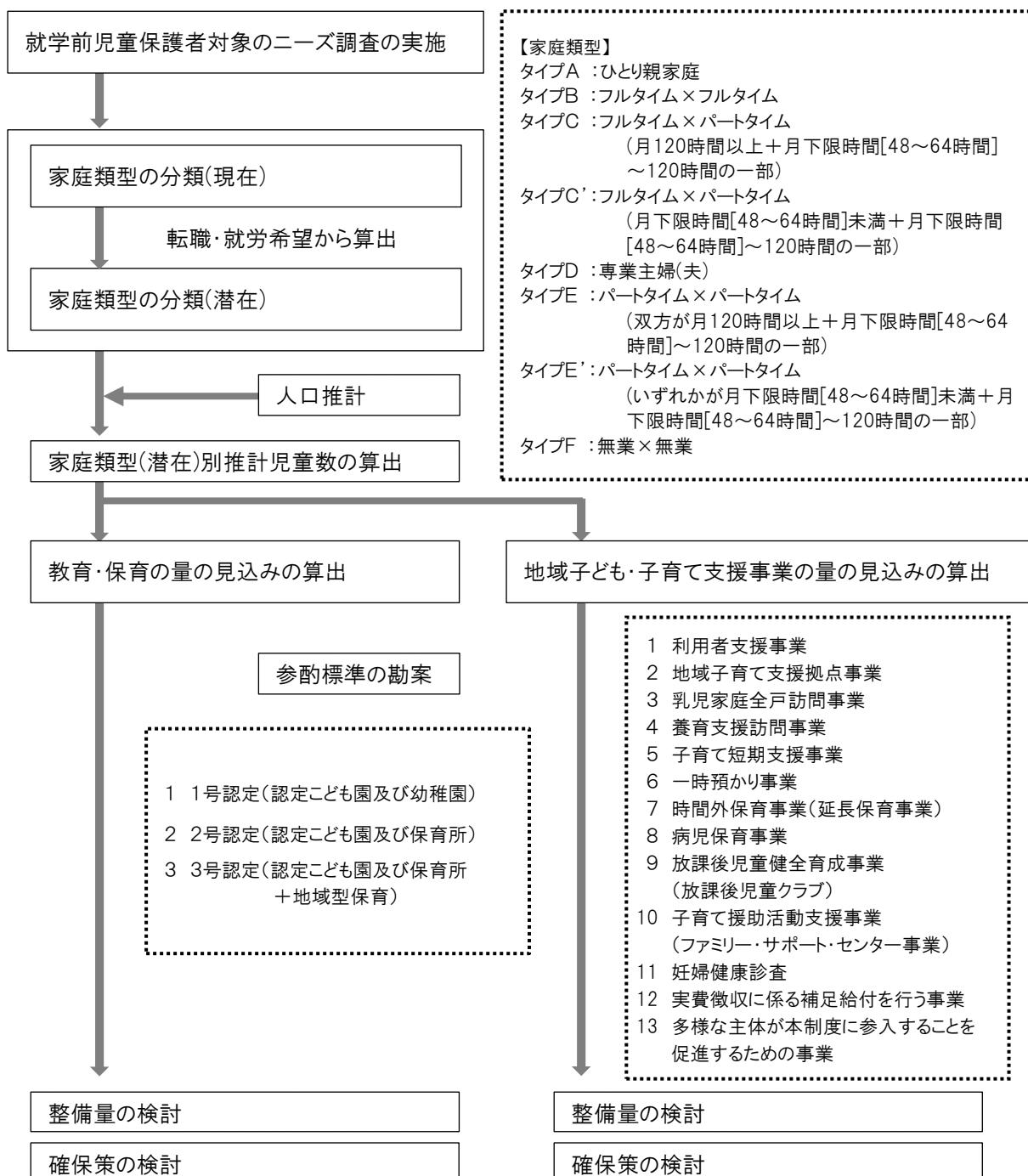


2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本町の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



(2) 子ども人口の推計

本町の子ども人口の推計について、0～5歳では2017（平成29）年の179人から2024（令和6）年には146人と推計され33人（18.4%）の減少が予測されています。一方、6～11歳においても2017（平成29）年の254人から2024（令和6）年には178人と推計され76人（29.9%）の減少が予測されています。

■ 子ども人口の推移と推計

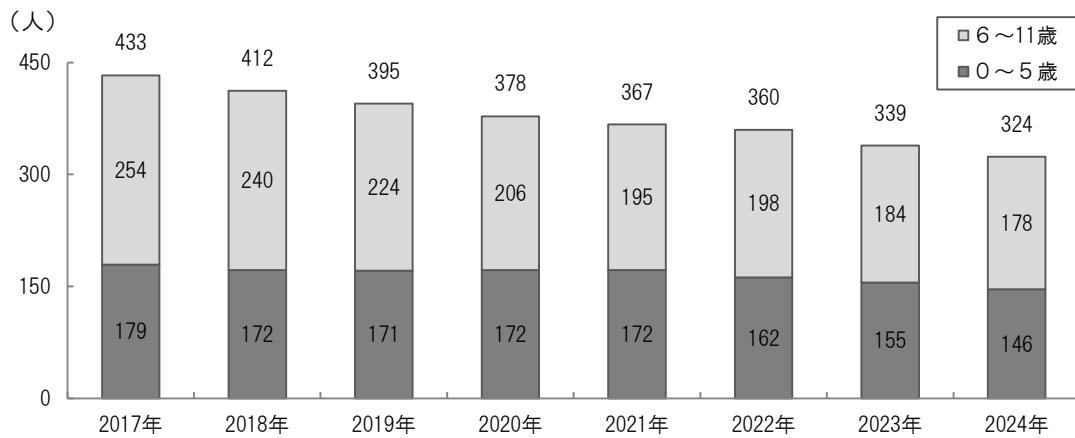
単位：人

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
0～11歳	433	412	395	378	367	360	339	324
0歳	27	29	23	26	24	22	21	20
1歳	34	28	31	27	26	24	22	21
2歳	25	33	29	30	28	27	25	23
3歳	28	26	33	30	31	29	28	26
4歳	29	27	28	33	29	30	28	27
5歳	36	29	27	26	34	30	31	29
0～5歳	179	172	171	172	172	162	155	146
6歳	44	37	29	28	26	34	30	31
7歳	32	44	37	29	28	26	34	30
8歳	37	31	45	37	29	28	26	34
9歳	44	37	31	44	37	29	28	26
10歳	44	45	38	31	44	37	29	28
11歳	53	46	44	37	31	44	37	29
6～11歳	254	240	224	206	195	198	184	178

資料:2017年～2019年は、住民基本台帳(各年3月31日)

2020年～2024年は、実績値を基にしたセンサス変化率法による推計(各年3月31日)

■ 子ども人口の推計



(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計

家庭類型（現在・潜在）別児童数は、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現在割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出し、推計します。

■ 児童（0～5歳）の家庭類型（現在・潜在）の割合

家庭類型	説明	現在	潜在	単位：%
タイプA	ひとり親家庭	16.8	16.8	
タイプB	フルタイム×フルタイム	38.6	44.6	
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上十月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	29.7	27.7	
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月下限時間[48～64時間]未満十月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	1.0	1.0	
タイプD	専業主婦（夫）	12.9	8.9	
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上十月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0	
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間[48～64時間]未満十月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	1.0	1.0	
タイプF	無業×無業	0.0	0.0	

そして、2020（令和2）年度～2024（令和6）年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

■ 推計年度別の児童数（0～5歳）

家庭類型	潜在割合	単位：%（潜在割合）、人（児童数）				
		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
タイプA	16.8	29	29	27	26	25
タイプB	44.6	76	76	72	69	65
タイプC	27.7	48	48	45	43	41
タイプC'	1.0	2	2	2	2	1
タイプD	8.9	15	15	14	13	13
タイプE	0.0	0	0	0	0	0
タイプE'	1.0	2	2	2	2	1
タイプF	0.0	0	0	0	0	0
推計児童数（0～5歳）	100.0	172	172	162	155	146

3 教育・保育の量の見込み及び確保方策

(1) 施設型事業

① 教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関（学校）で、保護者の就労にかかわらず3歳から入園できますが、3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の機能を持っており、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型あります。

現状と課題

- 現在、町内に幼稚園はなく、認定こども園2園で事業を実施しています。
- ニーズ調査結果から、就学前児童の「認定こども園」利用者は19.7%、利用希望者は32.8%となっています。また、「幼稚園」利用希望者は10.9%となっています。
- ニーズ調査の自由意見では、「地域に保育所、幼稚園が少ない。仕事をしなくててもあづけられる幼稚園が通える場所にないため、仕事をして保育所にあづけなければならないなど選択が少ないと思う。」という意見がありました。

■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①実利用者数	9	11	10	11	11
	1号認定	0	1	1	0
	2号認定	9	10	9	11
②第一期計画値	10	10	10	10	10
	町内施設	10	10	10	10
	町外施設	0	0	0	0
乖離（②-①）	1	▲1	0	▲1	▲1

※2019年度実績は見込み値



■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
	1号認定	2	2	2	2
	2号認定	0	0	0	0
②確保目標量	15	15	15	15	15
	特定教育・保育施設	15	15	15	15
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0
町外施設での受入	0	0	0	0	0
乖離（②-①）	13	13	13	13	13

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○幼稚園の設置予定はありませんが、現在2か所ある認定こども園で引き続きニーズに対応していく、需要の動向を見ながら対応を検討していきます。

② 保育施設（認可保育所、認定こども園）

認可保育所は、保護者の就労や親族の介護などで、家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設で、児童福祉法に基づいて県の認可を受けた児童福祉施設です。

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の機能を持っており、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型あります。

現状と課題

- 現在、認可保育所6か所、認定こども園2園で事業を実施しています。
- ニーズ調査の結果から、就学前児童の「認可保育所」利用者は79.5%、利用希望者は76.6%となっています。
- ニーズ調査の自由意見では、「深浦町の保育所はとてもよく支援できていると思う。就労している親に寄り添えている。」という意見がありました。

■ 保育施設（認定こども園、認可保育所）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①実利用者数	149	143	131	145	154
2号認定	101	96	81	92	87
3号認定	48	47	50	53	67
0歳	9	11	10	20	11
1・2歳	39	36	40	33	56
②第一期計画値	250	250	250	250	250
町内施設	250	250	250	250	250
町外施設	0	0	0	0	0
乖離（②-①）	101	107	119	105	96

※2019年度実績は見込み値



■ 保育施設（認定こども園、認可保育所）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	154	156	147	140	132
2号認定	85	90	85	83	78
3号認定	69	66	62	57	54
0歳	18	17	16	15	14
1・2歳	51	49	46	42	40
②確保目標量	220	220	220	220	220
2号認定	127	127	127	127	127
3号認定	93	93	93	93	93
0歳	27	27	27	27	27
1・2歳	66	66	66	66	66
乖離（②-①）	66	64	73	80	88

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	<ul style="list-style-type: none"> ○幼保連携型認定こども園と保育所型認定こども園が2か所あるため、ニーズに対応できます。 ○教育ニーズに対応するため、職員の資質向上に努めます。

(2) 地域型保育事業

① 小規模保育事業

保育対象年齢を0歳～2歳とした国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人で行う保育事業です。

現状と課題

- 現在、本町では実施していない事業です。
- ニーズ調査の結果から、就学前児童の「小規模保育施設」利用者ではなく、利用希望者は4.7%となっています。
- ニーズ調査では、対象となる自由意見はありませんでした。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	<ul style="list-style-type: none"> ○今後は需要の動向を見ながら、近隣市町村と連携を図り対応を検討します。

② 事業所内保育事業（企業主導型保育施設）

企業などが、主に従業員用に運営し、周辺に在住している子どもの受け入れも行う保育施設です。

現状と課題

- 現在、本町では実施していない事業です。
- ニーズ調査の結果から、就学前児童の「事業所内保育施設」利用希望者は4.7%となっています。
- ニーズ調査では、対象となる自由意見はありませんでした。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後は需要の動向を見ながら、近隣市町村と連携を図り対応を検討します。

③ 家庭的保育事業

保育ママなど、保育者の家庭などでお子さんを預かるサービスです。

現状と課題

- 現在、本町では実施していない事業です。
- ニーズ調査の結果から、就学前児童の「家庭的保育」利用希望者は2.3%となっています。
- ニーズ調査では、対象となる自由意見はありませんでした。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後は需要の動向を見ながら、近隣市町村と連携を図り対応を検討します。

④ 居宅訪問型保育事業

保護者が何らかの理由により保育が困難になった場合、障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などへの対応で、保護者の自宅において1対1で保育を行う事業です。

現状と課題

- 現在、本町では実施していない事業です。
- ニーズ調査の結果から、就学前児童の「居宅訪問型保育」利用希望者は1.6%となっています。
- ニーズ調査では、対象となる自由意見はありませんでした。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後は需要の動向を見ながら、近隣市町村と連携を図り対応を検討します。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 相談支援事業

① 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育・保健その他関係機関を利用できるように、身近な場所で相談・情報提供、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現状と課題

○年間の相談件数からも専任での職員の配置は厳しい状況にあることから、業務を兼務する形で実施していきます。

○ニーズ調査の自由意見では、「1人目出産後精神的に不安定な日が半年以上続きました。ケアセンターの方が定期的に声をかけてくれとても心強かったです。今でも健診のたびに子どもだけでなく親のことも気にかけてくれとてもうれしいです。」「以前、子育てについて町の窓口に相談したいと思ったことがあるが、職員の人が地元の方で話した内容が外に広がるのではないかと思い、結局相談できなかったことがある。安心して相談しやすい窓口であればと思った。」という意見がありました。

■ 利用者支援事業の利用状況の推移

単位：か所

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①実施か所数	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
②第一期計画値	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

※2019年度実績は見込み値



■ 利用者支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：か所

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
②確保目標量	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○健康推進課の保健師が子育てに関する相談窓口となって、業務を推進します。

② 地域子育て支援拠点事業

地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、孤立感・負担感の解消を図り、子育て家庭を地域で支える事業です。

現状と課題

- 現在、町内1か所で事業を実施しています。
- ニーズ調査の結果から、就学前児童の「地域子育て支援拠点事業」利用者は7.0%となっています。
- ニーズ調査の自由意見では、「子育て支援センターほほえみみたいな地域子育て支援拠点事業をもっとふやしてほしい（やる日も週に2～3日くらいにしてほしい）」「なかなか時間がないのですが、時間を見つけて「ほほえみ」に参加したいと思っております。子育てについての情報交換できたら、今後の子育てに役立つと思います。」という意見がありました。

■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

単位：人回

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間総利用数	153	154	159	158	148
②第一期計画値	121	128	121	115	111
乖離（②－①）	▲32	▲26	▲38	▲43	▲37

※2019年度実績は見込み値

**■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保目標量**

単位：人回

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	147	143	140	137	134
②確保目標量	147	143	140	137	134
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○積極的な広報周知に努め、利用促進に取り組みます。

(2) 訪問系事業

① 乳児家庭全戸訪問事業

出産後間もない母親は出産による体の変化に加えて、慣れない育児に昼夜追われています。そのため、身体的な負担だけでなく「産後うつ」などの精神面の問題が出現しやすい状態にあります。生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問することで、このような課題を早期に発見し、適切に対応することで、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うとともに産後の育児支援と虐待予防の充実を図る事業です。

現状と課題

- 家庭訪問時に、①育児支援チェックリスト、②エジンバラ産後うつ病質問票（E P D S）、③赤ちゃんへの気持ち質問票などのアンケート調査を実施します。アンケート調査結果により、産後メンタルヘルス支援の必要性をスクリーニングし、必要に応じて保健師が訪問等で支援を行います。
- 生後2か月未満で訪問等の初期対応がとられ、早期にスクリーニングを行うことで産婦の育児支援につながっていると考えられます。虐待予防の観点からも継続した実施が必要です。
- ニーズ調査では、対象となる自由意見はありませんでした。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間実利用者数	30	35	31	28	25
②第一期計画値	25	25	24	24	23
乖離（②－①）	▲5	▲10	▲7	▲4	▲2

※2019年度実績は見込み値



■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	26	24	22	21	20
②確保目標量	26	24	22	21	20
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、産後間もない母子を対面により支援することは、心身の負担軽減につながることからも、今後も全戸訪問を目標に継続実施します。

② 養育支援訪問事業

育児ストレス・産後うつ・育児ノイローゼ等により子育てに不安や孤立感等を抱える家庭をはじめ、様々な問題で養育支援が必要な家庭に対して、子育て経験者等の育児・家事の援助、又は保健師等による具体的な養育に関する指導・助言等を訪問により実施し、個々の家庭が抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図る事業です。

現状と課題

- 保健師による個々の家庭に適した具体的な養育指導・助言を行っています。
- ニーズ調査では、対象となる自由意見はありませんでした。

■ 養育支援訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間実利用者数	4	6	3	3	3
②第一期計画値	—	—	—	—	—
乖離（②－①）	—	—	—	—	—

※2019年度実績は見込み値



■ 養育支援訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	3	3	2	2	2
②確保目標量	3	3	2	2	2
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○養育上の諸問題の解決・軽減につながる事業に努めるなど、需要を見ながら対応を検討します。

(3) 通所系事業

① 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業【ショートステイ事業】及び夜間養護等事業【トワイライトステイ事業】）です。

現状と課題

- 現在、本町では実施していない事業です。
- ニーズ調査では、対象となる自由意見はありませんでした。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後は需要の動向を見ながら、近隣市町村と連携を図り対応を検討します。

② 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として雇間ににおいて、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

現状と課題

- ニーズ調査結果から、就学前児童では「幼稚園の預かり保育」利用者は1.6%、「その他の一時預かり」利用者は2.3%となっています。
- ニーズ調査の自由意見では、「自分の事や家のことなどやるべきことがおろそかになることがあるので短い時間でも安心して預けられる場所がほしい。」「自分が病気をして入院した時、見てもらえる人がいないので不安です。」という意見や要望がありました。

■ 一時預かり事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間総利用数	589	458	93	19	30
幼稚園の預かり保育	0	0	0	0	0
その他の一時預かり	589	458	93	19	30
②第一期計画値	945	930	860	808	817
幼稚園の預かり保育	0	0	0	0	0
その他の一時預かり	945	930	860	808	817
乖離（②－①）	356	472	767	789	787

※2019年度実績は見込み値



■ 一時預かり事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	946	946	891	853	803
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	0	0	0	0	0
2号認定による定期的な利用	0	0	0	0	0
上記以外	946	946	891	853	803
②確保目標量	946	946	891	853	803
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	0	0	0	0	0
2号認定による定期的な利用	0	0	0	0	0
上記以外	946	946	891	853	803
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○すべての保育所、認定こども園で一時預かりが実施できるよう、各保育施設と実施に向けた協議を行います。

③ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

現状と課題

○ニーズ調査の自由意見では、「仕事がシフト制の人は、曜日は関係ないので、日祝日も保育できる所や小学校に上がっても預けられる所があった方が嬉しい。」という要望がありました。

■ 時間外保育事業（延長保育事業）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間実利用者数	31	36	34	33	31
1号認定	0	0	0	0	0
2号認定	31	36	34	33	31
②第一期計画値	34	34	31	29	30
乖離（②－①）	3	▲2	▲3	▲4	▲1

※2019年度実績は見込み値



■ 時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	31	31	29	28	27
②確保目標量	31	31	29	28	27
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後、時間の拡大等のニーズがあらわれた場合には、保育所との調整を検討します。

④ 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

現状と課題

○ニーズ調査の結果から、病気やケガで保育所や幼稚園が利用できなかったことが「あった」64.1%のうち、「病児・病後児の保育を利用した」就学前児童は1.3%となっています。また、父親・母親が休んで対処した方のうち49.3%が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答しています。

○ニーズ調査の自由意見では、「病児、病後児のための保育施設等があると助かる（小学生にも対応してくれると助かる）」「病児保育（病後児ではなく）があるととっても助かります。」という要望がありました。

■ 病児保育事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間総利用数	0	0	40	59	84
②第一期計画値	0	0	0	75	149
乖離（②－①）	0	0	▲40	16	65

※2019年度実績は見込み値



■ 病児保育事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	225	225	212	203	191
②確保目標量	225	225	212	203	191
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○現在、認定こども園が1か所整備されていますが、今後未整備の保育所・認定こども園と協議し、ニーズに対応できるよう検討していきます。

(4) その他事業

① 妊婦健康診査事業

妊娠の健康の保持及び増進を図るために、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状と課題

- 町に妊娠届出書を提出した際に1人当たり14回分の受診票を交付します。
- ニーズ調査では、対象となる自由意見はありませんでした。

■ 妊婦健康診査事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間実利用者数	51	37	36	33	35
②第一期計画値	40	40	38	38	36
乖離（②－①）	▲11	3	2	5	1

※2019年度実績は見込み値



■ 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	33	35	32	30	28
②確保目標量	33	35	32	30	28
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後も対象者への啓発を行い、定期的な受診を勧めます。

② 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現状と課題

- 現在、本町では実施していない事業です。
- ニーズ調査の自由意見では、「ファミサポがあればよいと思う。」という要望がありました。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後は需要の動向を見ながら、近隣市町村と連携を図り対応を検討します。

③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後の動向等を見ながら、事業の実施について検討を行います。

④ 多様な主体が本制度に参入するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後の動向等を見ながら、事業の実施について検討を行います。

5 総合的な子どもの放課後対策の推進

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により扈間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

◆小学校低学年の場合

現状と課題

- ニーズ調査の結果から、小学校低学年のうちに放課後過ごさせたい場所をみると、就学前児童では「放課後子ども教室（レッツ！ふかうら）」が31.3%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が25.0%となっています。小学生では「放課後子ども教室（レッツ！ふかうら）」が45.2%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が23.7%となっています。
- 低学年のニーズ調査の自由意見では、「学区が広いので仕方ないが、レッツに預けたくても遠い。各保育所などで低学年だけでも学童をやってくれるといいなと思う。」「レッツ！ふかうら、春休みも秋休みもやってほしいです。」「現在、レッツ！ふかうらの参加により放課後や長期休業中に安心して仕事ができることに感謝しています。学童保育は利用料金によって検討しますが、レッツが充実しているので特に必要を感じません。ただし、レッツの終了時間があと30分延長してもらえるといいのですが。」等、同様の意見や要望が多数ありました。

■ 放課後子ども教室（低学年）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間実利用者数	59	55	66	66	63
1年生	19	17	27	24	23
2年生	20	20	18	26	20
3年生	20	18	21	16	20
②第一期計画値	92	82	81	80	74
1年生	29	25	33	29	28
2年生	31	30	22	32	23
3年生	32	27	26	19	23
乖離（②－①）	33	27	15	14	11

※2019年度実績は見込み値



■ 放課後児童クラブ（低学年）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	54	50	48	54	53
1年生	21	21	21	27	22
2年生	17	15	15	15	19
3年生	16	14	12	12	12
②確保目標量	54	50	48	54	53
1年生	21	21	21	27	22
2年生	17	15	15	15	19
3年生	16	14	12	12	12
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

◆小学校高学年の場合

現状と課題

○ニーズ調査の結果から、小学校高学年のうちに放課後過ごさせたい場所をみると、就学前教育では「放課後子ども教室（レッツ！ふかうら）」が25.0%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が6.3%となっています。小学生では「放課後子ども教室（レッツ！ふかうら）」が23.3%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が11.0%となっています。

○高学年のニーズ調査の自由意見では、「レッツ！ふかうら、夏休みと冬休みがあり、大変助かっております。わがままを言うようすみませんが、春休みもお願いしたいです。（春休み始まりから、レッツ新年度始まりまで）また、お盆休みは8月11日か12日～15日まで休みにしてすぐ始めてほしいです。」「1年～3年生まではレッツへ。4年生～6年生までは自宅で宿題や家の手伝いをしてもらっています。高学年になったら、町のボランティアなど何か子供たちの為になる事をやってほしいです。」という意見や要望がありました。

■ 放課後子ども教室（高学年）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間実利用者数	3	12	29	31	26
4年生	2	10	21	17	13
5年生	1	1	7	13	6
6年生	0	1	1	1	7
②第一期計画値	54	50	44	39	35
4年生	36	42	32	21	18
5年生	18	4	10	16	8
6年生	0	4	2	2	9
乖離（②－①）	51	38	15	8	9

※2019年度実績は見込み値



■ 放課後児童クラブ（高学年）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	32	29	27	24	21
4年生	21	17	14	13	12
5年生	5	7	6	5	4
6年生	6	5	7	6	5
②確保目標量	32	29	27	24	21
4年生	21	17	14	13	12
5年生	5	7	6	5	4
6年生	6	5	7	6	5
乖離（②-①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○教育課が実施していた「放課後子ども教室事業」を福祉課へ移管し、「放課後児童クラブ事業」として実施する予定です。今までの「レツツ！ふかうら」を引継ぎ、児童の放課後の居場所を確保します。

6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

（1）認定こども園の普及についての基本的な考え方

新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズに応じた多様な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や利点を併せ持ち、地域の子育て支援を行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置づけられ、国では普及を図ることとされています。

そのため、保護者のニーズをはじめ、就学前の教育・保育の質の向上に向けた幼保一体化の取組を進める中で、地域の実情に応じた認定こども園への移行を視野にいれ検討していきます。

（2）幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育の目指すところは、本質的には、すべての子どもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠です。そのため、幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、県主催の合同研修会への参加の呼び掛けや的確な情報提供を行います。

また、すべての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもなど特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援が求められています。そのため、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び地域子育て支援事業の確保と妊娠・出産期から学童期までの切れ目ない支援体制の確保に努め、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していくよう支援していきます。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものです。幼児期の育ちと学びが義務教育の基盤となり、0歳～15歳までの一貫したつながりにより、心豊かに生きる力の育成を目指すものです。

そのためには、子どもの発達を幼稚園・保育所・認定こども園、そして小学校、更には中学校までの長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての理解を深め、共有することが必要となります。

こうしたことから、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校、中学校との交流や意見交換など、小学校、中学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適切な支給の確保に努め、保護者への制度の案内等を的確に行うこととします。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認を行うにあたっては、施設の所在、運営状況、監査状況等を県と情報共有しながら、指導監査等を行うための基準の整備等を行い、進めています。

第6章

計画の推進・評価体制

第6章 計画の推進・評価体制

1 計画の推進体制

子ども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、少子化、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、景気の低迷など社会や経済の環境の変化により、子どもの育ちと子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施していくために、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等が連携、協力しながら推進していく必要があります。

子どもは地域社会の中で、様々な人とのふれあいによって社会性や協調性を身につけていきます。本町に関わるすべての人々が、互いを尊重しながら、その能力を最大限に發揮し、行政と対等な立場で共に協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点をふまえて施策や事業を推進するとともに、社会福祉協議会などの関連団体やNPO、民間企業との協力関係を深め、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

2 計画の公表及び周知

計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く町民に知ってもらう必要があるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

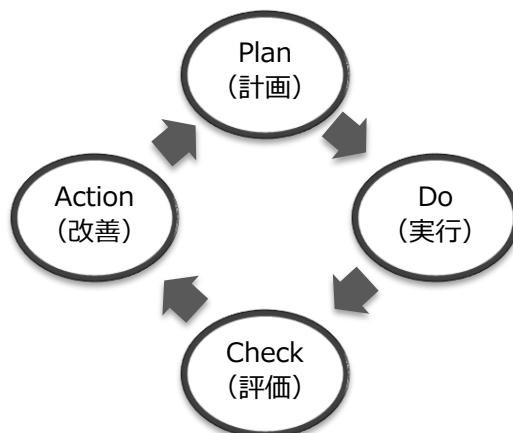
計画の周知にあたっては、町広報紙や町ホームページを活用するとともに、町民が集まる様々なイベントや催し物等にて広報活動を実施します。

また、各事務事業においても、町広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主と連携して町民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

3 計画の進行管理と評価・点検

子ども・子育て支援に係る様々な施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいくために、計画を立案し(Plan)、実行する(Do)

ことはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価(Check)、改善(Action)が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル(PDCAサイクル)に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施し、PDCAサイクルを確立していくことが重要です。



そのため、本計画の進行管理については、毎年度の取組の進捗管理を行うとともに、目標や指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。さらに、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。

また、町民には広報やインターネット等を活用した意見の収集など、関係各課が町民の意見を吸い上げ、子ども・子育て支援施策に関する実施状況の把握や点検を継続的に行います。

第7章

母子保健に関する施策の取組

深浦町母子保健計画（第2次）
健やか親子ふかうら21計画

第7章 母子保健に関する施策の取組

～深浦町母子保健計画（第2次） 健やか親子ふかうら21計画～

1 深浦町が進める母子保健の取組

基盤目標1 安心、安全な妊娠・出産・育児ができる

健やかな妊娠期・出産期を迎えるために、自らの心身の状態を十分に知り、妊娠前から日常生活に気を配ることが大切です。

そのために、妊娠・出産に対する正しい知識の普及と情報提供を行い、妊婦健診や両親教室等が受けられ主体的な健康管理が行えるよう支援します。

また、産前・産後のサポートが必要な方の早期発見と適切なサポートにつなぐことができるよう関係機関との連携強化に努めます。

	指標名		直近値 (平成30年度)	目標値 (令和5年度)
健康水準	1	全出生数中の低出生体重児の割合	9.5%	5.0%
健康行動	2	妊娠11週以内の妊娠の届出率	91.7%	95.0%
	3	妊娠中の妊婦の喫煙率	0.0%	0.0%
	4	妊娠中の妊婦の飲酒率	0.0%	0.0%
	5	うつ傾向の産婦の割合 (E P D S 9点以上)	0.0%	0.0%
	6	妊婦保健指導実施率	100.0%	100.0%
環境整備	7	新生児及び乳児訪問実施率	90.5%	95.0%
	8	養育支援訪問実施率	100.0%	100.0%

取組	
切れ目のない支援体制	母子保健、医療機関、子育て支援の関係機関が連携を図り、妊娠届出時から出産、子育ての時期まで継続した支援を行います。
妊娠期のサポート体制	妊婦保健指導等で妊娠や出産に関する相談に応じ、不安の解消に努めます。
出産後のサポート体制	産後はできるだけ早期に家庭訪問を行い、E P D S（エジンバラ産後うつ病質問票）等を活用し、個々にあったサポートを実施します。

基盤目標2 乳幼児期から規則正しい生活習慣を身につけ、親も子も健やかに成長し、笑顔で生活できる

乳幼児期は、心と体の発達の基礎を形成し、生活習慣が身につく大切な時期です。その時期に受ける乳幼児健康診査は、子どもの成長を把握し、障害や疾病を早期に発見する重要な取組であることから、健診の受診勧奨に努めます。

子どもの生活習慣は、保護者の生活習慣に影響されるため、家族ぐるみで健やかな生活習慣を確立するために、保護者等の健康意識を高める取組を推進します。

また、子どもの育ちなどに不安を抱える保護者とその子どもに寄り添い、適切な支援や相談が受けられるよう連携体制を充実します。発達段階や障害などに対し、正しく理解できるよう周知活動に努めます。

	指標名		直近値 (平成30年度)	目標値 (令和5年度)
健康水準	1	むし歯のない幼児の割合	1歳6か月児： 100.0% 3歳児：78.0%	1歳6か月児： 100.0% 3歳児：85.0%
	2	3歳児健診での適正体重児の割合	96.7%	100%
健康行動	3	育児期間中の両親の喫煙率	父親：48.0% 母親：8.0%	父親：40.0% 母親：5.0%
	4	乳幼児健康診査受診率	乳児：91.3% 1歳6か月児： 89.6% 3歳児：93.9%	乳児：95.0% 1歳6か月児： 93.0% 3歳児：96.0%
	5	精密健康診査受診率	93.3%	100.0%
	6	仕上げ磨きをする親の割合	96.0%	100.0%
	7	3歳児健診で「おやつの時間は決まっている」子の割合	54.9%	70.0%
	8	3歳児健診で夜21時台までに寝る子の割合	73.4%	85.0%
	9	1歳までにBCG接種を終了している子の割合	100.0%	100.0%
	10	1歳6か月までに四種混合・麻疹・風疹の予防接種を終了している子の割合	80.0%	100.0%
	11	乳幼児健康診査 未受診者フォロー率	63.7%	100.0%
	12	精密検査受診後の治療状況等の把握率	71.5%	100.0%
環境整備	13	経過観察児のフォロー率 保育所・認定こども園巡回相談 等心理士による発達精査	・健診内フォロー — 100% ・巡回相談での フォロー 92% (発達精査は 令和元年から 実施)	100%

取組	
正しい知識の普及	乳幼児健診等で、望ましい生活リズムや生活習慣、お酒やたばこの害について、正しい知識の普及に努めます。また、子どもの社会性の発達過程や発達障害等について情報提供を行います。
フォロー児への支援体制	広報やホームページ、ポスター等で育児や子どもの発達に関する相談機関を周知します。また、健康推進課・福祉課及び教育課と連絡会議を行い、子どもの発達段階に応じた支援体制の充実を図ります。乳幼児健診や保育所・認定こども園で育てにくさを感じている親を早期に把握し、適切な支援に結びつけます。

基盤目標3 地域に守られながら、子ども自らこころとからだの健康を考え行動できる力がつく

学童期・思春期は、子どもから大人の体へと成長し、心も大きく変化する時期です。将来、親となり次世代を育むために、命の大切さや、心身の健康づくりを早いうちから認識して、行動できることが大切です。

子ども一人ひとりが、心身の健康について正しい知識を学び、自分と他者を大切にし、適切な生活習慣を身につけることができるよう、発達段階に応じた健康教育や思春期教育等の実施に努めます。

	指標名	直近値 (平成30年度)	目標値 (令和5年度)
健康水準	1 妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮されたと思う就労妊婦の割合	100.0%	100.0%
健康行動	2 積極的に育児をしている父親の割合	88.0%	95.0%
	3 痩身傾向児の割合	(%) 小学 中学 男 0.0 2.5 女 0.8 2.3	(%) 小学 中学 男 0.0 0.0 女 0.0 0.0
	4 肥満傾向児の割合	(%) 小学 中学 男 12.7 16.1 女 17.4 15.0	(%) 小学 中学 男 9.0 12.4 女 13.4 11.5
	5 生涯にわたって喫煙しないと思う子の割合	94.6%	100.0%
	6 むし歯のない子どもの割合（中1）	47.1%	50.0%
環境整備	7 児童の歯科保健指導実施率	100.0%	100.0%
	8 喫煙予防教室の実施率	100.0%	100.0%
	9 生活習慣病予防健診受診率	68.1%	80.0%
	10 SOSの出し方教育の授業の実施率	—	100.0%
	11 思春期教室実施率	100.0%	100.0%

取組	
父親の育児参加について	母親の孤立や育児負担の軽減が図れるよう、妊婦保健指導時や乳児訪問時に、父親の役割についてのパンフレットを配布し、父親の育児参加や家事分担を促していきます。
地域での仲間づくりについて	訪問や健診時に子育て支援センター等の情報提供を行い、地域での子育ての仲間づくりを促します。転入者には、訪問・電話等で丁寧に対応し、地域で孤立せずに安心して楽しみながら子育てできるように、子育て支援センターや相談機関等について情報提供を行います。
保育所・認定こども園及び教育機関との連携	早寝早起き・朝ごはん摂取などの正しい生活リズムや生活習慣、お酒やたばこの害、また心身の健康や性について、正しい知識の普及に努めます。

基盤目標4 親が心にゆとりをもち子育てできる

乳幼児健診のアンケート調査において、育児不安や育児ストレスを抱えている保護者がみられました。そのような中、母子保健事業は妊産婦訪問、乳児訪問、乳幼児健康診査など、妊娠期や乳幼児期まで展開しており、不安を抱える保護者の早期発見ができる重要な役割を担っています。気になる親子に対しては、関係機関と連携しながら、状況の確認を行うとともに、適切な支援につなげます。同時に、地域や関係機関と協力し、子育てしやすい環境づくりを目指します。

	指標名		直近値 (平成30年度)	目標値 (令和5年度)
健康水準	1	子どもを虐待していると思う親の割合	乳児：0.0% 1歳6か月児： 20.0% 3歳児：16.7%	乳児：0.0% 1歳6か月児： 8.0% 3歳児：10.0%
	2	ゆったりした気持ちで子どもと過ごせる時間があると答える親の割合	乳児：95.0% 1歳6か月児： 80.0% 3歳児：73.4%	乳児：100.0% 1歳6か月児： 90.0% 3歳児：85.0%
健康行動	3	乳児ゆさぶられ症候群を知っている親の割合	95.0%	100.0%
	4	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	84.6%	100.0%
環境整備	5	子育てのサポートをしてくれる人がいる親の割合	98.8%	100.0%
	6	特定妊婦への早期支援及び継続支援の割合	対象者なし	100.0%
	7	養育支援訪問実施率（再掲）	100.0%	100.0%
	8	要保護児童対策地域協議会（実務者会議）の開催状況	年3回実施	年3回以上実施

取組	
早期支援が必要な母子への対策	育てにくさを感じている保護者、保護者への育児サポートが必要と判断される家庭へ妊婦保健指導・乳児訪問・乳幼児健診等で早期に必要な支援を行います。
虐待予防の対策	乳幼児健診未受診者や地域及び関係機関からの情報提供により一歩踏み込んだ支援が必要と判断された家庭については、要保護児童対策地域協議会において関係機関と確実な情報共有を行い、支援の必要性や支援方法を協議し、地域で親子を守ります。

2 計画を着実に進めるために

(1) 深浦町母子保健計画（第2次）・健やか親子ふかうら21計画の周知

本計画は、子どもの健やかな成長や親の子育てを地域で支えるための計画であるため、家庭や地域、学校などの地域関係機関、関連団体などと連携を図り、協議により推進していきます。

そのため、多くの町民に本計画に対する理解や認識を深めていただく必要があり、深浦町ホームページ、乳幼児健診の会場などで計画の周知を図ります。

(2) 国や県との連携

本計画に位置づけた取組は、町が単独でできるもののほかに、法律や制度などに基づく事業があります。また、事業を進めていくなかで、広域的に関係機関との連携が必要な場面が出てくる可能性もあることから、国や県との連携を深めつつ、計画を推進します。



資料編

資料編

1 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育や保育を無償化する改正子ども・子育て支援法が、2019（令和元）年5月10日に可決・成立し、2019（令和元）年10月1日から全面的に実施となりました。

（1）幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯

2014（平成26）年度～	毎年度、幼児教育・保育の段階的無償化を実施
2017（平成29）年12月8日	「新しい経済政策パッケージ」（閣議決定）
2018（平成30）年5月31日	「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討報告書」（とりまとめ）
2018（平成30）年6月15日	「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）
2018（平成30）年10月15日	国と地方の協議の場（法定）
2018（平成30）年11月21日	教育の無償化に関する国と地方の協議
2018（平成30）年12月3日	教育の無償化に関する国と地方の協議
2018（平成30）年12月17日	国と地方の協議の場（法定）
2018（平成30）年12月25日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第1回目）
2018（平成30）年12月28日	「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（関係閣僚合意）
2019（平成31）年2月14日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第2回目）
2019（令和元）年5月10日	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立
2019（令和元）年5月31日	幼児教育・保育の無償化に関する政令・内閣府令の公布
2019（令和元）年10月1日	幼児教育・保育の無償化施行

（2）幼児教育・保育の無償化の趣旨

少子高齢化という国難に正面から取り組むため、2019（令和元）年10月からの消費税率の引上げによる財源を活用し、子育て世代、子どもたちに大胆に政策資源を投入し、お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換します。20代や30代の若い世代が理想の子ど�数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が最大の理由となっており、幼児教育の無償化をはじめとする負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の1つであります。また、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要です。

このような背景を踏まえ、これまで、段階的に推進してきた取組を一気に加速し、現行の子ども・子育て支援新制度の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、新制度の対象とはならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設、就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進めるものです。

(3) 無償化の対象者・対象範囲等

① 幼稚園、保育所、認定こども園等

■ 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育 (標準的な保育料) の利用料を無償化

※子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、上限月額2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化。

※開始年齢：原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化。

※保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。

3～5歳は施設による徴収を基本とする。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）。

■ 0～2歳：上記施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

② 幼稚園の預かり保育

■ 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化

※保育の必要性の認定：2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）。

※預かり保育は子ども・子育て支援法の一時預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督。

③ 認可外保育施設等

■ 3～5歳：保育の必要性を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（3.7万円）までの利用料を無償化

※認可保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象。

※上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象。

※都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定。

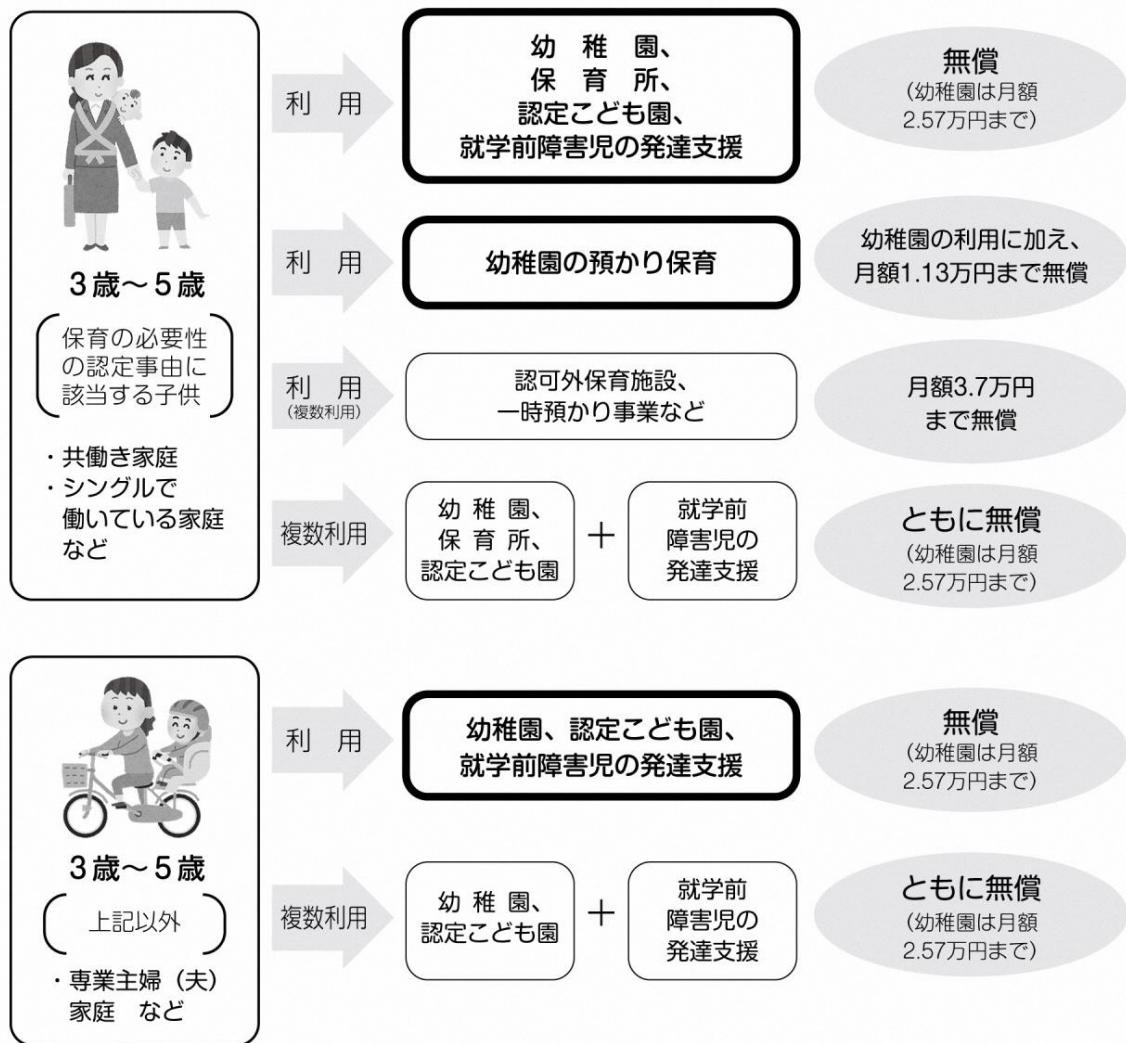
■ 0～2歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

④ 就学前の障害児の発達支援

■ 就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについて、利用料を無償化

■ 幼稚園、保育所、認定こども園等これらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

■ 幼児教育・保育の無償化の具体的なイメージ



資料：内閣府「幼児教育・保育の無償化に関する住民・事業者向け説明資料」より



2 深浦町 子ども・子育て会議条例

(1) 設置要綱

平成 25 年 9 月 13 日

条例第 28 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、深浦町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 児童福祉・子どもに関する事業に従事する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験者
- (4) 子どもの保護者等
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、町長が招集する。

2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第 7 条 子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、

その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(深浦町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 深浦町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年深浦町条例第43号)の一部を改正する。

(2) 委員名簿

役 職	氏 名	備 考
会 長	大高 恒藏	町議会総務文教常任委員長
副会長	本間 和夫	町子育て支援センター「ほほえみ」 ((福)愛児福祉会理事長)
委 員	野呂 ユコ	町保育園連絡協議会長(みよし保育園長)
委 員	今 脩志	町校長会長(深浦中学校)
委 員	米内山 和代	学識経験者(元養護教諭)
委 員	佐藤 京子	主任児童委員
委 員	藤田 浩修	町連合P T A会長(修道小学校)
委 員	海浦 千春	一般町民(深浦地区)
委 員	秋穂 日喜	一般町民(岩崎地区)
委 員	山崎 純子	一般町民(大戸瀬地区)
委 員	秋元 舞	健康推進課主任保健師
委 員	熊谷 利克	教育課長
委 員	小山 司	福祉課理事



(3) 会議の開催日と審議内容

【2018（平成30）年度】

第1回

日 時	平成30年11月20日（火）13時30分～
場 所	深浦町役場 2階 中会議室
審議内容	(1) 深浦町子ども・子育て会議について (2) 深浦町子ども・子育て支援事業計画について (3) その他

第2回

日 時	平成31年度3月19日（火）13時30分～
場 所	深浦町町民総合センター 町民文化ホール
審議内容	(1) 深浦町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査について (2) 計画策定の進め方について (3) その他

【2019（令和元）年度】

第3回

日 時	令和2年2月12日（水）13時30分～
場 所	深浦町役場 2階 中会議室
審議内容	(1) 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書について (2) 深浦町第二期子ども・子育て支援事業計画（素案）について (3) その他

パブリックコメント

日 時	令和2年2月26日（金）～令和2年3月10日（火）
実施方法	深浦町第二期子ども・子育て支援事業計画（素案）の縦覧場所を町HP及び福祉課窓口に設定し、意見を公募。
結 果	提出意見 なし





深浦町 第二期子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2年3月

発行元 深浦町役場 福祉課 子育て支援係

住 所 〒038-2324

青森県西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢 84 番地2

TEL 0173-74-2111 FAX 0173-74-4415

URL <https://www.town.fukaura.lg.jp/>

